

熊本県公報

号外 第 50 号
平成 16 年 8 月 12 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令

○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令……………(会 計 課) 1

訓 令

熊本県訓令第 27 号

本庁各部(局)課(総室・室)
出 納 局
教 育 庁 各 課
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部 局
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局
各 地 方 出 先 機 関

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次
のように定める。

平成 16 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令
熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(昭和 60 年熊本県訓令第 2
号)の一部を次のように改正する。

別記第 41 号様式を次のように改める。
別記第 41 号様式

検 査 書

検査機関(者)名	
検査対象期間	
検査期日	
立会者	
提出書類	
改善を要する事項	
注意を要する事項	

上記のとおり会計検査を終了したので、熊本県会計規則第 119 条の規定により本書を交付
します。

様

年 月 日

会計検査員
職

氏名

印

附 則
この訓令は、平成 16 年 8 月 12 日から施行する。